

## 塩尻市地域公共交通計画策定業務委託 仕様書（案）

### 1 委託名称

塩尻市地域公共交通計画策定業務委託

### 2 業務期間

契約締結日から令和8年3月26日

### 3 計画期間

6年間（令和9年度から令和14年度）

### 4 対象地域

塩尻市全域

### 5 目的

塩尻市では、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、令和3年7月に「塩尻市地域公共交通計画」を策定し、交通施策を実施してきた。

現行計画が令和8年度を目標とした計画であることから、公共交通をめぐる環境の変化に対応し、市内の地域公共交通を最適化するため、新たに令和14年度を終期とした「塩尻市地域公共交通計画」を策定するものである。

計画策定は令和7年度から令和8年度にかけて実施するものであり、その初年度となる令和7年度は現行計画の目標達成状況や施策の進捗状況を整理するとともに、利用者、地域住民、運行実績データ等の公共交通を取り巻く情報の整理収集を行い、本市の現状、課題を把握した上で計画案の基本的な方針を策定するものとする。

併せて、本市の課題となっている山間部の交通において、地元住民が自ら買い物支援等の移動支援を行う地区がある。それらを地域住民と協働し、公共交通の課題を解決するとともに、同様の課題を抱える他の地域でも活用できるような仕組みの構築を模索する。

### 6 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

#### （1）業務計画書の作成

本業務の目的及び趣旨を十分考慮し、合理的かつ正確に作業を実施するため、本業務全体の工程・フロー、各業務の実施方針、方法、体制等について業務計画書を作成し、市へ提出する。

## (2) 現行計画の評価

塩尻市地域公共交通計画における事業の実施状況について、担当課等へのヒアリングを実施し残された課題等を明らかにする。また、事業実施状況及び評価指標、目標値における分析、考察を行う。

## (3) 上位及び関連計画等の整理

上位・関連計画（第六次塩尻市総合計画、塩尻市都市計画マスタープラン、塩尻市立地適正化計画）及びその他市の関連計画等から塩尻市における公共交通の役割及び位置付け、相互関係を整理し、本計画との連携及び整合を図る。

## (4) 公共交通の現状に関する現況把握

### ア 地域特性の整理

塩尻市の概況及び人口動態（総人口、地区別、年齢別、将来人口等）や主要施設（公共施設、商業施設、医療介護施設等）の配置及び利用状況、並びに観光需要等について整理する。

### イ 既存公共交通に係る利用実態調査

既存公共交通（鉄道、路線バス、オンデマンドバス、タクシー、スクールバス等）及び福祉関連の交通サービス、自動運転バス等について運行実態や利用状況を整理する。利用状況においては、必要に応じて市より資料を貸与する。

### ウ 公共交通利用者意識調査

(ア)塩尻市の公共交通のうち「すてっぷくん」「のるーと塩尻」および「福祉輸送」を対象に、利用者意識調査を実施する。

(イ)調査はインタビュー方式によることとし、「すてっぷくん」6路線は乗り込み調査、「のるーと塩尻」「福祉輸送」はよく利用される方を対象に個別訪問あるいはグループインタビュー方式で行う。(50 サンプル)

### エ 市民意識調査

(ア)将来の公共交通のあり方を検討するための基礎資料として広く一般市民を対象に、公共交通の利用状況や交通サービスに対する満足度、日常的な交通移動手段、移動目的・頻度等を把握するためのアンケート調査を行う。

(イ)アンケート調査は、無作為に抽出した 2,500 人を対象に郵送配布郵送回収（Web 回答併用）によって行い、回収率は 40%（1,000 サンプル）を想定する。

## (5) 市内山間部における公共交通のモデル地区検討【洗馬地区】

### ア 検討委員会への支援

地区内の公共交通の課題に対して地元住民が主体となって解消に努めている団体において、地区主催の検討委員会への参加及びヒアリング調査等を通して現状の課題を把握・整理し、地域が目指す公共交通の支援を行う。

#### イ 利用実態調査

地域振興バス「すてっぷくん」洗馬線へ乗り込み、利用者の利用目的や移動トリップ等より詳細な利用者ニーズを把握するためインタビュー形式の調査を実施する。

#### ウ 事例紹介・補助メニューへの支援

(ア)国や県、他市の先進事例及び利用可能な補助金メニュー等の情報を収集・整理し、検討委員会へ情報共有するとともに、技術的助言を行う。

(イ)補助金申請に対して必要な資料作成等の支援を行う。

#### エ ワークショップの開催

ワークショップを開催し、資料作成支援等を行う。ワークショップは2回程度の開催を想定し、その際のテーマは市及び検討委員会との協議により決定する。

#### オ 提案

その他、ア～エまでの内容を踏まえて地域のニーズに即した内容がある場合は提案すること。

#### (6) 地域公共交通会議等の運営支援

(ア)計画の策定にあたり、塩尻市地域公共交通会議及び地域公共交通計画策定部会（仮称）の開催を支援し、資料作成及び会議への出席、記録作成等を行う。会議は2回程度（各1回）の開催を想定する。

(イ)地域公共交通会議開催の前段として関係課で組成する庁内検討会の開催を支援し、資料作成及び会議への出席、記録作成等を行う。検討会は2回程度の開催を想定する。

#### (7) 公共交通に関する問題・課題の整理

前段までの整理、調査結果をもとに、市内の公共交通に関する問題点や今後の見通しを踏まえた課題を抽出・整理し、翌年度の計画策定（案）が策定できるよう整理する。

#### (8) 打合せ協議・技術的助言

(ア)業務を円滑に進めるための主たる打合せ協議は初回・納品時を含め年4回の実施を想定し、市と密に連絡を取り合う。

(イ)本業務の履行期間中は、専門的知見に基づき、必要な調査及び情報収集を随時行い、市に対して地域公共交通計画策定に向けた必要な技術的助言、情報提供を行うこと。

## 7 業務の成果品

(1) 報告書（A4判・ファイル綴じ）2部

(2) 電子データ（PDFデータ、加工可能なデータ様式（Word・Excel等））2部

## 8 品質管理

受託者は、本業務の進捗状況を随時発注者に報告し、適切な工程管理を実施するとともに、品質管理を行うものとする。

## 9 成果品の検査等

受託者は、業務を完了したときは、速やかに成果品を発注者に提出して検査を受けなければならない。なお、発注者は作業の完了する前においても、その実施状況について随時検査を行うことができるものとする。

## 10 個人情報の保護・秘密の保持

- (1) 本業務の履行にあたり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は本業務の履行にあたって、直接または間接的に知り得た全ての情報について、外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。なお、本契約が終了又は解除された後も同様とする。

## 11 権利関係

- (1) 本業務の成果品の著作権等は全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の著作権及び特許権、その他権利を使用する場合は受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

## 12 疑義

受託者は本業務を実施するにあたり、本仕様書に疑義が生じた場合、又は明記されていない事項については速やかに報告し、発注者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 13 担当部署

塩尻市建設部都市計画課（担当：辰野）

住所 〒399-0786 長野県塩尻市大門七番町3番3号

電話 0263-52-0689（直通） FAX 0263-52-6113

E-mail [toshi@city.shiojiri.lg.jp](mailto:toshi@city.shiojiri.lg.jp)